

富山県ツキノワグマ管理計画（第4期、一部変更）の概要

1. 趣旨

本県におけるツキノワグマの出没が過去10年で最多の1,068件となり、県全体では過去最多となる397頭を捕獲するとともに、クマの市街地等の出没に伴う緊急銃猟を9件実施するなど、県民の安全安心が脅かされている。

このような中、冬眠明けのクマの人里への出没抑制を図るとともに、狩猟技術の継承や捕獲の強化を図るため、ツキノワグマの狩猟期間を延長する。

2. 狩猟期間の設定根拠及び本県の有害鳥獣の対応

- (1) 鳥獣保護管理法（以下「法」）により、狩猟期間は「10月15日～4月15日」と定められている。（根拠：法第2条第10項）
- (2) ただし、環境大臣は狩猟期間を限定することができるとされ、省令により「11月15日～2月15日」と短縮されている。（根拠：法第11条第2項、施行規則第9条）
- (3) 一方で、知事は、第二種特定鳥獣については、その管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは狩猟期間を延長できるとされている。（法第14条第2項）
- (4) これに基づき、本県ではイノシシ・ニホンジカについては、各計画における目標個体数の達成を図るため、捕獲圧を加える観点から、いずれも「11月1日～3月31日※」まで延長している。（各管理計画に延長期間を記載）
※ただし、11月1日から11月14日までは銃の使用不可（わなのみ可）

3. ツキノワグマの狩猟の延長期間（案）

区分	期間	内 容
現 行	11月15日～2月15日	省令で定められた期間のとおり
延長案	11月15日～3月31日	終期を6週間延長

4. 期間の延長に伴う効果

- (1) 冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人を忌避する行動を促し、人里への出没抑止を図ることが期待できる。
- (2) 冬眠明けのクマが活動し始める残雪期は、銃猟による捕獲効率がよく、一定数の捕獲が期待でき、個体数調整に資する。
- (3) 狩猟経験の増加によるハンターの技術の継承とともに、捕獲体制の強化を図ることが期待できる。